

えひめ電子入札共同システム利用者共通規約

(目的)

第1条 この規約は、愛媛県内の地方公共団体（以下、「自治体」という。）が共同で運営する「えひめ電子入札共同システム」（以下、「共同システム」という。）の利用にあたって必要な事項を定めるものである。

(共同システムの内容)

第2条 共同システムは、以下のシステムによって構成する。

(1) 電子入札システム（『工事・業務』、『物品・役務』）

一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステム（以下、「コアシステム」という。）を基本に構築したシステムであり、自治体が実施する入札に関する事務を、自治体と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して実施するシステムをいう。

(2) 入札情報公開システム（『工事・業務』、『物品・役務』）

自治体から公告される工事や物品の発注情報などを入札参加者や県民に対して提供を行うシステムをいう。

(共同システムの運用時間)

第3条 共同システムを構成する各システムの運用時間は、下表のとおりとする。（ただし、電子入札システムについては、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）なお、緊急時において共同システムの保守、点検の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断することがある。

システム名	運用時間
電子入札システム	午前9時～午後8時（平日のみ）
入札情報公開システム	午前6時～午後12時

(ヘルプデスク)

第4条 共同システムの運用にあたって、利用者からの問い合わせ等に対応するため、ヘルプデスクを設置する。ヘルプデスクとの連絡先等については、ホームページに掲載し周知するものとする。

2 ヘルプデスクの対応範囲は、共同システムの操作方法やシステム障害等への対処方法に限ることとする。

3 ヘルプデスクの運用時間は、休日を除く日の午前9時から午後6時までの間とする。

(電子証明書)

第5条 電子入札システムで使用する電子証明書（ICカード）は、コアシステム対応認証局（電子認証登記所（商業登記に基づく電子認証制度）を除く。）が発行したものに限るものとする。

(禁止事項)

第6条 共同システムの利用にあたっては、法令等に違反する行為及び次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 共同システムを本来の目的以外の用途に利用すること。
- (2) 共同システムに不正なアクセスをすること、又はウイルスを送信すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同システムの運営を故意に妨害し、又は破壊しようとする事。

(障害時等の対応)

第7条 共同システムが障害等によって利用できなくなった場合、利用者は、ヘルプデスク又は関係する自治体に連絡し、その指示に従うものとする。

(共同システムの仕様)

第8条 共同システムの仕様は、管理又は運営上の必要から変更する場合がある。なお、仕様の変更を行う場合には、ホームページや共同システムの操作マニュアルの改訂等により利用者へ周知等を行う。

(ウイルス対策)

第9条 共同システムの利用者は、利用するコンピュータにウイルス対策ソフトを導入し、当該ソフトの定義ファイルを最新の状態に保ち、コンピュータがウイルスに感染していない状態としなければならない。

(損害賠償請求)

第10条 利用者が本規約に違反し、自治体に損害を与えた場合、損害を受けた自治体は、その利用者に対して、損害の賠償を請求することができるものとする。

(自治体の免責等)

第11条 利用者は、利用するコンピュータ及びその利用環境の整備、その他利用にあたって必要な行為を自己の判断と責任において行い、共同システムを適正に利用するものとする。自治体は、利用者が共同システムを利用したことによって発生した利用者及び第三者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(規約の適用)

第12条 共同システムの利用を開始した者は、本規約に同意したものとみなす。

- 2 本規約は、共同システムの管理又は運営上の必要がある場合には、予告なく改正することができるものとする。
- 3 本規約の改正後に共同システムを利用した者は、改正後の規約の内容に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、平成２６年７月１日から施行する。